

○國學院大學専攻科規程（学則第2条第9項）

第1条 この規程は、國學院大學学則（以下学則という。）第2条第9項に定める専攻科に関して必要な事項を定める。

第2条 専攻科は学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、精深な程度において、更に高度の専門的事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第3条 本学に置く専攻科の名称及び専攻は、次のとおりとする。

神道学専攻科 神道学専攻

第4条 専攻科長は専攻科の学務を掌り、専攻科委員は専攻科長を補佐する。

第5条 専攻科の入学定員は次のとおりとする。

神道学専攻科 神道学専攻 20名

第6条 専攻科の修業年限は1年以上とする。

第7条 専攻科の入学並びに聴講資格は次のとおりとする。

(1) 入学資格 大学院学生の入学資格に準ずる。

(2) 聴講資格 学部科目等履修生の履修資格に準ずる。

第8条 専攻科の修了に要する単位は次のとおりとする。

(1) 必修科目 48単位

(2) 選択科目 8単位

計 56単位

第9条 専攻科に開設する学科目及び履修単位数は、別表のとおりとする。ただし、必要により、この別表以外の学科目を開設することができる。

第10条 専攻科に関する入学、学科目の履修、修了及び成績の判定は学則を準用する。

第11条 専攻科の学費は別表のとおりとする。

第12条 専攻科に関し本規程に定めのない事項は学則を準用する。

第13条 この規程の改廃は、神道文化学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

2 昭和33年4月1日國學院大學専攻科規程は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第9条 別表

必修科目	
学科目	単位
神道概論	4
神道史	4
神道神学	4
神道古典	4
宗教学概論	4
祭祀演習Ⅰ	2
祭祀演習Ⅱ	2
祭祀演習Ⅲ	4
神社実務演習	4
宗教行政概論	4
祭祀学	4
神道教化概論	4
祝詞作文	4

選択科目	
学科目	単位
神社祭式概論	4
神社ネットワーク論	4
神道思想史学	4
神社関係書道実習	4
神道と武道	4
世界宗教文化論	4
日本宗教文化論	4
宗教考古学	4
宗教社会学	4
比較文化学	4
神道芸術研究	4
教派神道研究	4
神道音楽研究	4
キリスト教文化研究	4
仏教文化研究	4
中東文化研究	4
東アジア文化研究	4

第11条 別表（令和4年度）

学費年額	入学年度別	金額
入学金	令和4年度	240,000円
授業料	令和2～4年度	760,000円
	令和元年度以前	700,000円
施設設備費	令和2～4年度	210,000円
	令和元年度以前	201,000円
維持運営費	全入学年度	10,000円

備考 本学出身者の入学金及び施設設備費は半額とする。